

9 月 定 例 会 議 員 提 出 議 案

(草津市議会会議規則第14条)

意見書第5号から意見書第7号まで

令和6年9月30日

提出議案

| | | |
|--------|--|---|
| 意見書第5号 | 刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた議論を求める意見書(案) | 2 |
| 意見書第6号 | 教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書(案) | 4 |
| 意見書第7号 | 選択的夫婦別姓制度の議論活性化を求める意見書(案) ... | 7 |

意見書第5号

刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた議論を求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和6年9月30日

草津市議会議長

山元 宏和 様

提出者

草津市議会議員

井上 薫

賛成者

草津市議会議員

瀬川 裕海

土肥 浩資

西村 隆行

藤井 三恵子

八木 良人

田中 詩織

刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた議論を求める意見書（案）

えん罪は、有罪とされた者やその家族の人生を狂わせる、時にはその生命をも奪いかねない最大の人権侵害の一つである。我が国では、憲法に多数の刑事手続関連条項を設け、刑事訴訟法等の法律を充実させることにより、えん罪の発生を防止しようとしてきた。しかし様々な原因により、えん罪が発生するおそれは払拭できない。えん罪は国民の誰もが接する可能性があり、えん罪による被害者の発生防止と速やかな救済は、国の基本的な責務である。

三審制の下で確定した有罪判決について、重大な瑕疵があった場合にはこれを是正し、有罪判決を受けたえん罪被害者を救済する非常救済手続である再審制度については、刑事訴訟法第4編「再審」に定められている。しかし、再審請求手続に関する詳細な規定がないことから、再審請求審において裁判所がどのような権限を行使できるか明らかではなく、過去のえん罪被害者の救済には多くの困難と長い年月を経ることとなっている。

特に、再審請求審における証拠の開示については、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第9条第3項において、同法の公布後、必要に応じて速やかに検討を行うものとされているにもかかわらず、今なお制度化は実現していない。

また、ひとたび再審開始決定がなされても、検察官がその決定に対する不服申立てをすることにより、速やかに再審判手続に移行できず、再審手続が長期化している実情がある。

えん罪が発生するおそれを払拭できない以上、再審は、最後の救済手段としての重要な役割を果たすことから、確固たる手続が整備されていなければならない。

よって、国会および政府におかれては、えん罪被害者を迅速に救済するため、刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた議論を慎重かつ速やかに行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月30日

滋賀県草津市議会
議長 山元 宏和

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣

あて

意見書第6号

教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和6年9月30日

草津市議会議長

山元 宏和 様

提出者

草津市議会議員

西川 仁

賛成者

草津市議会議員

藤井 三恵子

教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書（案）

教員の長時間労働は深刻である。2023年4月に文科省が公表した教員勤務実態調査では、持ち帰り業務も含む平日の勤務時間は、公立小学校教諭で11時間22分、同中学校教諭で11時間33分となっている。長時間労働が常態化しており、看過できない状況にある。

こうした現状を反映して、教員志願者は減少している。一方、早期退職者、病気休職者は増加している。そして、学校現場では産・育休や病休者の代替が確保できない状況が広がっている。教員未配置により、残された教員の負担が増大し、その結果心身を病む教員が出るという負の連鎖が起こっている学校も少なくない。

これらは、教員の勤務条件の問題であると同時に、子どもたちの教育保障に関わる問題であり、子どもの未来と国の行く末に甚大な影響を及ぼすものである。教員の長時間労働と教員不足の改善に向けてただちに取り組みねばならない。いまや一刻の猶予もない。

そもそも教員に長時間労働をもたらしている業務は、授業準備であり、校務分掌業務であることは種々の調査からも明らかである。これらの業務は、緊急的、臨時的に発生するものではなく、いわば教員の本務である。それが時間内に終わらないということは、業務に見合う定数が確保できていないことを意味する。大幅な教員定数増が求められている。

また、1971年に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」では、公立学校の教員に時間外手当を支給せず、教職調整額を支給することを定めている。時間外手当を支給しないとなれば、時間外労働を計測する必要がなくなり、労働時間規制が曖昧になることは避けられない。教員は、時間外労働の歯止めがない中で、長時間労働を強いられているのである。教員の労働時間を適切に管理し、長時間労働を規制するために給特法の見直しは急務といえる。

以上から、国において、教員の長時間勤務を抜本的に改善し、豊かな学校教育を実現するために、少なくとも次の3点について、適切な措置を講じることを強く求めるものである。

- 1 学校の業務量に見合った教職員配置をすること
- 2 勤務時間の管理と時間外勤務を規制するために、教員にも時間外手当を支給すること
- 3 これらを実現すべく教育予算を増額すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月30日

滋賀県草津市議会
議長 山元 宏和

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣



あて

意見書第7号

選択的夫婦別姓制度の議論活性化を求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和6年9月30日

草津市議会議長

山元 宏和 様

提出者

草津市議会議員

西垣 和美

賛成者

草津市議会議員

小野 元嗣

瀬川 裕海

土肥 浩資

藤井 三恵子

八木 良人

田中 詩織

選択的夫婦別姓制度の議論活性化を求める意見書（案）

選択的夫婦別姓制度に関しては、平成3年から法務省法制審議会民法部会において、婚姻制度等の見直し審議が行われ、平成8年に、選択的夫婦別姓制度を含む「民法の一部を改正する法律案要綱」の答申が出された。この答申に基づき、国は平成8年及び平成22年にそれぞれ改正法案を準備したものの、国民各層に様々な意見があること等から、いずれも国会に提出するには至っていない。令和3年4月の衆議院法務委員会においては、仮に選択的夫婦別姓制度が導入されても「戸籍制度との両立は可能」、「戸籍制度の機能、重要性は変わらない」と法務大臣が答弁している。

さらに、令和3年6月23日に示された最高裁判所決定では夫婦の氏についての制度のあり方について「国会において、この問題をめぐる国民の様々な意見や社会の状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待するものである」と国会での議論の必要性を示している。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取組みを進めているが、通称使用では、ダブルネームを使い分ける負担、本人や企業等の経済的なコスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題が指摘され、本年6月18日に日本経済団体連合会から「選択肢のある社会の実現を目指して」と選択的夫婦別姓の早期実現を求める提言書が提出された。

結婚に伴う改姓により社会的不利益・不都合や精神的苦痛を被る事例や、さらに個人のアイデンティティーの尊重、家族のあり方が多様化する中、選択肢を持てる法制度を求める声が広がってきている。

多様性を認める社会、個人の尊重と両性の本質的平等の観点から、世論の動向や最高裁での判断趣旨等を踏まえて、国会および政府は責任として制度の在り方について責任をもって議論していかなければならない。よって草津市議会は、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度にかかる議論を積極的に行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月30日

滋賀県草津市議会
議長 山元 宏和

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

あて